

議案第55号

二宮町町民センター条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

使用時間の細分化及び使用料金を見直し、施設使用者の利便性向上を図るため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町町民センター条例の一部を改正する条例

二宮町町民センター条例（平成22年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。
第4条中「午後10時」を「午後9時」に改める。

第14条に次の4項を加える。

- 2 使用者が町内に住所を有する個人又は町内に事業所等を有する個人、法人その他の団体以外である場合は、別表に定めた使用料の額に200%を乗じて得た額を納付しなければならない。
- 3 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又はセンター内での物販、買取、広告、宣伝その他これに類する行為をする場合は、別表に定めた使用料の額に200%を乗じて得た額を納付しなければならない。
- 4 使用者が第2項及び前項の両方に該当する場合は、別表に定めた使用料の額に400%を乗じて得た額を納付しなければならない。
- 5 使用者が使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間が別表で定めた使用時間に満たない場合であっても、使用時間を満たしたものとみなし、規定の使用料を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

会議室等使用料表

種別 \ 使用時間	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
老人クラブ室	900円	900円	900円	900円	900円	900円
2Aクラブ室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
2Bクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
2Cクラブ室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
2Dクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
調理実習室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
3Aクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
3Bクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円

3 Cクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
3 Dクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
大ホール	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
大ホール (舞台のみ)	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
放送設備	1回につき1,200円					
ピアノ	1回につき1,200円					

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町町民センター条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前																																																
<p>(使用時間)</p> <p>第4条 センターの使用時間は、午前9時から<u>午後9時</u>までとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>2 使用者が町内に住所を有する個人又は町内に事業所等を有する個人、法人その他の団体以外である場合は、別表に定めた使用料の額に200%を乗じて得た額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又はセンター内での物販、買取、広告、宣伝その他これに類する行為をする場合は、別表に定めた使用料の額に200%を乗じて得た額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 使用者が第2項及び前項の両方に該当する場合は、別表に定めた使用料の額に400%を乗じて得た額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>5 使用者が使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間が別表で定めた使用時間に満たない場合であっても、使用時間を満したものとみなし、規定の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>別表 (第14条関係)</p> <p>会議室等使用料表</p> <table border="1" data-bbox="129 1230 1106 1469"> <thead> <tr> <th>使用時間 種別</th> <th>午前9時から 午前11時まで</th> <th>午前11時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後3時まで</th> <th>午後3時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後7時まで</th> <th>午後7時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人クラブ室</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>2Aクラブ室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 種別	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで	老人クラブ室	900円	900円	900円	900円	900円	900円	2Aクラブ室	600円	600円	600円	600円	600円	600円	<p>(使用時間)</p> <p>第4条 センターの使用時間は、午前9時から<u>午後10時</u>までとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>別表 (第14条関係)</p> <p>会議室等使用料</p> <table border="1" data-bbox="1133 1230 2096 1433"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間 種別</th> <th colspan="2">午前9時から 正午まで</th> <th colspan="2">正午から 午後5時まで</th> <th colspan="2">午後5時から 午後10時まで</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人クラブ室</td> <td>1,800円</td> <td>3,600円</td> <td>2,800円</td> <td>5,600円</td> <td>3,400円</td> <td>6,800円</td> </tr> <tr> <td>2Aクラブ室</td> <td>1,200円</td> <td>2,400円</td> <td>1,800円</td> <td>3,600円</td> <td>2,400円</td> <td>4,800円</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 種別	午前9時から 正午まで		正午から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで		町内	町外	町内	町外	町内	町外	老人クラブ室	1,800円	3,600円	2,800円	5,600円	3,400円	6,800円	2Aクラブ室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	2,400円	4,800円
使用時間 種別	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで																																											
老人クラブ室	900円	900円	900円	900円	900円	900円																																											
2Aクラブ室	600円	600円	600円	600円	600円	600円																																											
使用時間 種別	午前9時から 正午まで		正午から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで																																												
	町内	町外	町内	町外	町内	町外																																											
老人クラブ室	1,800円	3,600円	2,800円	5,600円	3,400円	6,800円																																											
2Aクラブ室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	2,400円	4,800円																																											

改正後							改正前						
2 Bクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円	2 Bクラブ室	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円
2 Cクラブ室	600円	600円	600円	600円	600円	600円	2 Cクラブ室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	2,400円	4,800円
2 Dクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円	2 Dクラブ室	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円
調理実習室	500円	500円	500円	500円	500円	500円	調理実習室	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円
3 Aクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円	3 Aクラブ室	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円
3 Bクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円	3 Bクラブ室	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円
3 Cクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円	3 Cクラブ室	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円
3 Dクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円	3 Dクラブ室	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円
大ホール	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	大ホール	4,600円	9,200円	6,600円	13,200円	7,800円	15,600円
大ホール（舞台のみ）	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	（舞台のみ）	2,400円	4,800円	3,400円	6,800円	4,000円	8,000円
放送設備	1回につき1,200円						放送設備	一回につき1,200円					
ピアノ	1回につき1,200円						ピアノ	一回につき1,200円					
							備考						
							1 入場料（会費・月謝を含む）を徴収する場合及びセンター内で物品の販売並びにそれを前提とした営業活動を行う場合は倍額とする。						
							2 この表において町内とは、町内に住所を有する個人及び町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。						
							3 使用時間を連続して使用する場合、使用時間ごとの使用料を加算したものを使用料とする。						
							4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合には、超過し、又は繰り上げて使用することとなった使用時間の使用料を加算する。						
							5 前項に定める場合を除き、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用することを町長が認めた場合は、当該超過又は、繰上時間1時間につき、当該使用時間ごとの1時間当たりの使用料の額を倍額した額を加算する。						
							6 使用時間に満たない使用であっても、当該使用時間を満たした使用とみなす。						